

過去の屋台営業候補者公募 質問に対する回答

・公募について

No	質問項目	公募回	質問内容	回答	現担当課
1	応募資格等	第1回	法人は応募できないとなっているが、個人店舗の人は応募できるのでしょうか。例えば個人店舗を営業していて、自分のところの従業員に屋台営業をさせて、チェーン店舗化するというのは可能でしょうか。	個人が応募し、応募者本人が屋台営業する場合は、応募可能です。	屋台課
2	応募資格等	第1回	株式の設立を視野に入れているが、例えば私自身が代表し、個人事業主としての屋台であればよいでしょうか。	個人が応募し、応募者本人が屋台営業する場合は、応募可能です。なお、法人名での応募はできません。	屋台課
3	応募資格等	第1回	説明会に出席していないものが応募することは可能でしょうか。	応募可能です。	屋台課
4	応募内容変更	第1回	決定後にメニューの変更は出来ますか。 例1) 選んだ場所にラーメン屋が多いので焼鳥に変更 例2) 知り合い(焼鳥屋)が落選したので、ラーメン屋に焼鳥を追加して協働経営	軽微な変更であれば可能ですが、屋台の特徴やコンセプトに影響するようなメニュー変更は、原則できません。(洋食屋台という営業計画で屋台営業候補者に決定したにも関わらず、和食屋台に変更するなど)	屋台課
5	更新(通算期間の延長)	第4回	更新により、最長10年間の営業が可能とのことですが、その後も、更新や延長などできますか。	更新や延長はできません。 10年経過後も屋台を営業したい場合は、改めて、屋台営業候補者公募に応募し、屋台営業候補者として決定される必要があります。	屋台課
6	その他	第1回	応募期間から途中で住居移転した場合(近隣地区)での対処の仕方をお願いします。	結果通知等は、応募申請書の住所に送付いたしますので、申請書類提出後、転居された場合は、事務局(屋台課 T:092-733-5933)までご連絡をお願いします。	屋台課

・屋台営業について

No	質問項目	公募回	質問内容	回答	現担当課
1	本人営業	第2回	屋台営業は占用許可を受けた者が自ら行わなければならないとされているが、本人が病気や怪我をした場合はどうなるか。 常に本人が屋台にいないといけないのか。	福岡市屋台基本条例に定められているとおり、屋台営業については、市道等（公園）占用許可を受けている者が自ら行わなければならない、病気や怪我等の事情によっても、上記の例外は認めておりません。	路政課
2	提供食品	第1回	加熱処理しない以下の物は取扱いできますか。生クリーム、フルーツ、プリン、生野菜（サラダ）、とうふ、明太子、チーズ	お尋ねの食品を提供することはできません。	食品安全推進課
3	提供食品	第1回	炙り寿司は出せますか。	寿司類を提供することはできません。	食品安全推進課
4	提供食品	第1回	福岡市食品衛生条例第3条2-(1)について、市長が指定した種類の食品となっていますが、具体的に表示されたものがあるのでしょうか。特殊形態取扱要綱第3の許可対象業種及び取扱食品の表での確認でいいのでしょうか。ちなみに、刺身・肝以外のふぐ料理を提供したいと思っています。基本は毒性のない種類のふぐ使用としますが、ふぐ皮とひれ酒はトラフグ使用です。	取扱食品は焼物・揚物・煮物・蒸し物・めん類・ごはん類等の提供直前に十分に加熱できるものとしています。（個々の食品名は指定しておりません）ふぐの可食部位は十分に加熱して提供する必要があります。（ふぐの処理には免許が必要です。また、屋台でふぐを捌くことはできません） ※ 福岡市食品衛生条例は令和3年6月1日に廃止（取扱いに変更なし）	食品安全推進課
5	提供食品	第1回	魚介類と削水、アイスクリーム類、焼成菓子（ケーキ類）等を同時に提供できますか。	削氷（かき氷）やアイスクリーム類・氷菓を提供することはできません。魚介類と焼成菓子については衛生上支障が無い範囲で、同時に屋台のメニューとすることはできますが、十分に加熱して提供する必要があります。	食品安全推進課
6	提供食品	第1回	スムージー、ジェラート、かき氷等自家製のものも提供可能ですか。	削氷（かき氷）やアイスクリーム類・氷菓を提供することはできません。	食品安全推進課
7	提供食品	第1回	フルーツをそのまま、及びカットしたものの提供は可能ですか。	フルーツ類をそのまま又はカットして提供することはできません。	食品安全推進課
8	提供食品	第1回	アルコールの提供は可能でしょうか。	飲み物は、既製品のビールや清涼飲料水を注ぐものについては提供可能です。	食品安全推進課
9	営業時間	第1回	屋台営業は、規定の時間（午後5時～翌朝4時）内であれば自由に決めてもいいのですか。	屋台営業は、準備や片付けも含めて、既定の時間内（午後5時から翌朝4時まで）で各自の判断により行うことができます。 規定の時間外に、屋台営業に関する器材（屋台本体を含む）が置いてある場合は、違反となります。ご注意ください。	路政課

・屋台営業について

No	質問項目	公募回	質問内容	回答	現担当課
10	屋台構造	第1回	屋台の上部（屋根・天井）の形状が傘のような形になっている屋台が多いが、規定はありますか？平らな屋根は可能でしょうか。	屋台の上部（屋根・天井）については、屋台の規格内（間口3m、奥行2.5m）であれば、とくに形状等は問いません。ただし、周辺の道路環境（信号機や道路標識、電柱や街路灯など）や通行などに支障をきたさないものにするようお願いします。そのため、既存の屋台とは異なった独自の形状を考えられて、応募資料として提出した場合においても、実際に屋台営業候補者と決定され、許可を受ける際には、各自必要な許可を行う部署がその内容について修正を求める場合もありますので、ご了承ください。また、食品衛生上、屋根の下にしか設置してはいけないもの（調理器具など）や、屋根の下でしか行っていないこともあり、屋台の屋根の材質については、強固でない場合は認められないものもあります。詳細は各区衛生課へご相談ください。	路政課、食品安全推進課
11	屋台構造	第1回	屋台の高さに制限はありますか。（あれば数値も）	屋台の高さについては、条例及び規則には定めておりませんが、道路運送車両の保安基準において、軽車両の高さが制限されており、「人力により運行する軽車両」は3mとされています。	路政課
13	内部器材	第1回	七輪や小型のBBQセット等を調理器材として屋台内外に設置・使用することは可能でしょうか。	調理器材に制限はありませんが、調理器具は屋台内に設置しなければなりません。	食品安全推進課
14	内部器材	第1回	屋台で焼き鳥などを焼く際、備長炭などの炭を使用する事は可能でしょうか？	使用可能です。ただし、福岡市火災予防条例において、「固体燃料を使用する器具」の取扱いに関して規定しており、該当する火気器具を使用する場合には、火気器具と可燃物等との間に火災予防上の離隔距離をとるなどの安全対策を講じてください。	屋台課

・屋台営業について

No	質問項目	公募回	質問内容	回答	現担当課
15	内部器材	第1回	規定の屋台の規格内(2.5m×3m)であれば屋台の一部としてパラソルを使うことは可能でしょうか。	屋台の上部(屋根・天井)については、屋台の規格内(間口3m、奥行2.5m)であれば、とくに形状等は問いません。そのため、屋台の一部としてパラソルを設置することは可能となる場合があります。ただし、屋台の規格外に設置すること、もしくは規格内に収まらないものについては認められません。また、屋台は公道で使用するものですので、十分な耐久性、安全性等を確保し、周辺の道路環境(信号機や道路標識、電柱や街路灯など)や通行などに支障をきたさないものにするようお願いいたします。そのため、既存の屋台とは異なった独自の形状を考えられて、応募資料として提出した場合においても、実際に屋台営業候補者と決定され、許可を受ける際には、各自必要な許可を行う部署がその内容について修正を求める場合もありますので、ご了承ください。また、食品衛生上、屋根の下にしか設置してはいけないもの(調理器具など)や、屋根の下でしか行ってはいけないこともあり、屋台の屋根の材質が、強固でない場合は認められないものもあります。そのため、屋根自体としてパラソル等を使用する場合などについての詳細は各区衛生課へご相談ください。	路政課、食品安全推進課
16	内部器材	第1回	規定の範囲内(3m×5m)にパラソルを設置することは可能でしょうか。	認められません。屋台の規格内(間口3m、奥行2.5m)で屋台の一部(屋根)としてパラソルを設置する場合も、パラソルの一部がこの規格から出るとは認められません。	路政課
17	内部器材	第1回	待ち椅子を5×3mの中に置くことは可能でしょうか。	椅子については、間口3m以内、奥行き2.5m以内に設置していただくこととなります。	路政課
18	占用場所設備	第1回	受電箱の容量を教えてください。	市が整備した受電箱については、1屋台につき、15Aのコンセント1つです。	路政課
19	占用場所設備	第1回	占用場所でコンセントは使用できるようになっていますか。	営業する場所については、受電箱が設置してあります。市が整備した受電箱については、1屋台につき、15Aのコンセント1つです。	路政課

・屋台営業について

No	質問項目	公募回	質問内容	回答	現担当課
20	占用場所設備	第2回	収支計画書の項目にある「設備使用料（上下水道、電気）」はいくらか。	福岡市屋台基本条例施行規則に以下のとおり定められています。 ・ 給水装置 1,200円/月 ・ 汚水枳 1,200円/月 ・ 受電箱 800円/月	路政課
21	資格等	第1回	食品衛生責任者は、応募者本人が取得していないと許可されないのでしょうか。	応募者本人が食品衛生責任者である必要はありません。	食品安全推進課
22	資格等	第1回	調理師免許は日本のものでないと許可されないのでしょうか。	海外で取得した調理師免許は、日本の調理師免許としては認められません。	食品安全推進課
23	許可等	第1回	家族の名前で許可を受けることはできますか。	屋台営業については、市道等（公園）占用許可を受けているものが、自ら行わなければなりません。そのため、家族で営業される場合も、占用許可を受けた場所で常時屋台営業に従事できる方が、申請するようにしてください。	路政課
24	許可等	第1回	家族が営業を手伝うことはできますか。	家族の方であっても、屋台営業従事者として一お届けいただければ、従事することは可能です。「屋台営業者」以外の屋台営業に従事される方については、屋台営業届書に「屋台営業従事者」として記載ください。	路政課
25	その他	第1回	提供するメニューを持ち帰りする事は可能でしょうか。	屋台では食品を持ち帰り用として販売することはできません。	食品安全推進課
26	その他	第1回	飲み物の持ち込みは可能でしょうか。	飲み物の持ち込みができないという規定はございません。	食品安全推進課
27	その他	第1回	屋台でオーケストラの生演奏をすることは、許可いただけるのでしょうか。電子ピアノを想定しており、それ以外は生楽器です。楽器ために電気は使用しません。演奏曲目はクラシックで、J-POP、ロックなどは考えていません。演奏は我々の楽団だけではなく、糸島や久留米、宗像、筑豊の楽団も担当する予定です。20時までであれば市内の高校生にも出演をお願いしたいと思っています。	原則、屋台営業として市道等（公園）占用許可を受けた範囲において、屋台営業以外の営業行為を行ってはいけません。質問で想定される内容については、占用許可を受けた範囲で行うことは物理的に難しいと考えます。また、おもてなしとして、楽器を演奏する場合についても、周囲の屋台や周辺地域などの騒音トラブルになることが想定されるため、実施は困難であると考えます。警察署の道路使用許可においても、原則、路上で演奏することについては許可できないと聞いています（イベントなどで特別に許可を受けた場合を除く）。	路政課